

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	令和8年度定山溪地区観光関連施設に係る調整及び維持管理業務
発注課	経) 観光・MICE推進部定山溪地区担当
選定事業者	一般社団法人定山溪観光協会
<p>随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）</p> <p>一般社団法人定山溪観光協会は、定山溪の宣伝紹介及び観光資源の開発を行い、併せて地域と連携し文化の向上と産業の振興を図り、観光の健全な発展に寄与することを目的として設立された組織であり、定山溪のエリアマネージャーとして観光振興の中核を担っている。</p> <p>当該業務の維持管理場所である二見公園、二見の足湯、太郎の湯などは、定山溪の代表的な観光スポットであり、年間を通じて多くの観光客が訪れ、地元観光関連事業者が実施するイベント等にも活用されていることから、観光客や、地元観光関連事業者の要望をタイムリーに把握し、地元観光事業者らと調整・連携を図りながら、業務を遂行する必要がある。</p> <p>また、来訪者が安全かつ快適に施設を利用できるよう維持管理に努めることはもとより、当該施設が定山溪の観光スポットとして重要な位置づけにあることを理解し業務を遂行することも求められる。</p> <p>さらに、年間を通じた維持管理において、天候の急変等が生じた際にも、観光地としての景観と利用者の安全を損なうことがないように、現場の状況に応じて即座に適切な措置を実施する必要がある。</p> <p>以上のことから、当該業務の受託者としては、定山溪地区に拠点を置き、地元観光関連事業者との関係を既に構築しており、地域の特性や環境を熟知している定山溪観光協会以外にいないと判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定随意契約とする。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
決定日	令和8年3月16日